

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名		都市建設部 河川水路課
不利益処分名		罰則
根 拠 法 令		徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例
根 拠 条 項		第 1 4 条
連 絡 先		(電話 6 2 1 - 5 3 0 8)
処 分 基 準	基 準	【根拠条文】 (罰則) 第 1 4 条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日設定 (令和 年 月 日最終変更)

処分基準	基準	
------	----	--